

登別市監査委員について

監査委員は、地方自治法第195条の規定により、各市2名の設置が規定されています。

2名の監査委員については、「優れた識見を有する者（4年の任期）」および「議員（議員の任期）」のうちから選任することが、同法第196条および登別市監査委員に関する条例で規定されており、現在は「山口 賢治」が選任されています。

監査委員の主な仕事については次のとおりです。

1 監査

定期監査、随時監査、行政監査、財政的援助団体等に対する監査、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、議会の採択した請願の処置としての監査、市長の要求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査など

2 審査

決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率および資金不足比率審査

3 検査

例月出納検査

現在までの市議会議員選出監査委員は次のとおりです。

（下線のある議員名は現職の議員です）

監査委員（議会選出議員）	就退任年月日
工藤光秀	H9.3.1~H11.4.30
成田幸久	H11.5.17~H13.5.16
西村孝夫	H13.5.17~H15.4.30 H15.5.15~H17.5.14 H17.5.15~H19.4.30
<u>上村幸雄</u>	H19.5.15~H21.5.29
<u>木村純一</u>	H21.5.30~H23.4.30 H23.5.13~H24.2.29
<u>山口賢治</u>	H24.3.8~現在